

令和7年度放課後児童クラブ(学童保育所)募集案内

【対象学童保育所】

学童保育所	対象小学校区	対象学年 ※2
西山口小学童保育所	西山口小学校	新1年生～新6年生
第二小学童保育所 ※1	第二小学校	新1年生～新3年生
第二小つくし学童保育所 ※1		
土方小学童保育所	土方小学校	
佐束小学童保育所	佐束小学校・中小学校	
大坂小学童保育所	大坂小学校	
千浜小学童保育所	千浜小学校	新1年生～新5年生

※1 第二小学校学区の方は、下記の地区で利用学童が区分されます。ただし、申込み状況により変動する場合があります。

第二小学童保育所 ⇒ 二瀬川、上屋敷、秋葉通り、七日町、秋葉路の各自治会の方

第二小つくし学童保育所 ⇒ 鳥居町、橘町、末広町、長谷の各自治会の方

※2 記載の対象学年の申込み状況により余裕がある学童保育所のみ、高学年の追加募集を行います。

追加募集の詳細は、12月上旬以降に掛川市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。掛川市社会福祉協議会在宅支援課までお問合せください。

【募集期間】 令和6年10月15日(火)～10月31日(木) ※募集期間内に申込みされた方を優先します。

【入所基準】

- (1) 小学校に就学している児童であること
- (2) 保護者が昼間に就労※、または長期にわたる疾病等の状態にあること
- (3) 70歳未満の同居、隣接居住の祖父母がいる場合は、就労※、疾病等の状態にあること
- (4) その他、上記に類する状態として掛川市社会福祉協議会が利用を認める状態にあること
- (5) 学童保育所利用料に滞納がないこと

※就労の要件

	通年利用	長期休暇(夏・冬・春休み)のみ利用
保護者	開所時間(12:30～18:30)内で3時間以上、且つ月20日以上勤務していること	開所時間(7:30～18:30)内で6時間以上勤務していること
祖父母 ・70歳未満 ・同居・隣接居住	開所時間(12:30～18:30)内で3時間以上勤務していること	開所時間(7:30～18:30)内で4時間以上勤務していること

【申込書類配布・受付場所】

対象児童	配布・受付場所(時間)
新1年生 新規利用者	<ul style="list-style-type: none"> 掛川市社会福祉協議会本所(掛川市掛川910-1)総合福祉センター2階 受付 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く) 入所を希望する学校の学童保育所 受付 午後0時30分～午後6時20分(土日祝日を除く)
継続利用者	<ul style="list-style-type: none"> 現在入所している学童保育所 受付 午後0時30分～午後6時20分(土日祝日を除く)

※申込書類は、10/8(火)より掛川市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

【 提出書類 】

①掛川市放課後児童クラブ利用申込書

②学童保育所確認シート兼同意書

③入所基準を満たすことを証明する書類（保護者、70歳未満の同居・隣接居住の祖父母）

※75歳未満の同居・隣接居住・同一小学校区内在住の祖父母が就労や疾病等の状況にある場合も、書類の提出をお願いします。

保護者・祖父母の状況	必要な書類
会社員又は会社役員 ※パート職員・株式会社や有限会社などの経営者（代表取締役）等を含む	就労証明書 ※社会保険証のコピー不可
自営業者・農業等従事者 （事業主・専従者）	①自営業・農業等従事者申告書 ②確定申告書の第1表・第2表または住民税申告書の写し ※（事業開始1年目で②がない場合のみ）事業を開始したことがわかるものの写し
疾病・障がい・介護・看護・就学・災害	①申立書 ②診断書・証明書・手帳の写し等 ※介護保険被保険者証等、身体障害者手帳、診断書のコピー等状況がわかる書類を添付

【 今後のスケジュール 】

12月～1月 面接を実施します。

2月上旬頃 審査結果通知を発送します。

3月上旬頃 入所対象者説明会を実施します。

【 申し込み時の注意事項 】

- (1) 家庭内で保育できない事情を考慮し、低学年や緊急度の高い児童からの入所となりますので、定員を超えた場合、希望しても入所をお待ちいただくことがあります。また、兄弟で申込みをしても年少の児童のみ入所となる場合もあります。
- (2) 提出された申込書や証明書等に不備がある場合、確認の連絡や再度申請書類の提出をお願いすることがあります。
- (3) 就労証明書や診断書等は、新たに発行された正確な状況がわかるものを提出してください。
- (4) 勤め先が決まっていない場合は、決定した時点で就労証明書を速やかに提出してください。提出されない場合、審査が行えないため入所することができません。
- (5) 対象児童の弟・妹が同時期に保育園等への入園申請で提出した就労証明書のコピーでも可。
- (6) 申請書類に事実と異なる記載があった場合、入所をお断りすることがあります。
- (7) 育児休業中の方は、復職日から利用が可能となりますが、月途中からの利用であっても月額利用料がかかります。

【 放課後児童クラブ(学童保育所)の利用について 】

1 放課後児童クラブ(学童保育所)の概要

放課後児童クラブは、保護者が就労等により、年間を通して昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成および保護者の就労と子育ての両立支援を図ることを目的としています。

2 開所日等

開所日	開所時間
平日（月～金曜日）	放課後から午後 6 時 30 分まで
長期休暇・代休日	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
土曜日（第二小つくし学童保育所・土方小学童保育所）	

- (1) 長期休暇等の午前 8 時前の利用については、勤務等の都合上、利用せざるを得ない方に限ります。
- (2) 土曜日は、掛川市社会福祉協議会が指定する開催日となります。
- (3) 日曜日、祝日、盆休み、年末年始、年度末最終日は閉所となります。

3 利用料 8,000 円／月

単位：円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通年利用	+2,000	—	—	+3,000	+5,000	—	—	—	+2,000	+1,000	—	+3,000
長期休暇のみ利用	4,000	—	—	5,000	13,000	—	—	—	4,000	2,000	—	5,000

- (1) 基本の利用料は **8,000 円** です。長期休暇のある月は、上記表に基づき加算されます。
- (2) 利用月の翌月 28 日に利用料を口座振替にて引き落とします。
- (3) 利用の有無にかかわらず、料金が発生します。また、日割り計算は行っていません。
- (4) ひとり親家庭等医療費助成金又は児童扶養手当の受給者については、一部減免措置があります。減免の案内は、令和 8 年 1 月頃に学童保育所からお渡しします。

土曜保育・登録料について

- (1) 土曜保育は登録制です。利用にあたり、登録料として毎月 3,000 円の登録料がかかります。
- (2) 登録料は、利用の有無にかかわらず加算されます。
- (3) 土曜日でのみの利用はできません。
- (4) 就労証明書等にて土曜日の勤務が確認できない場合は、登録できません。

4 注意事項

- (1) 勤務先・就労状況等が変わったときは、速やかに就労証明書を再提出してください。
- (2) 仕事を辞めた場合、その翌日から 2 ヶ月以内に就職が決まらない場合は退所となります。
- (3) 住所、勤務先、緊急連絡先など、届出している事項に変更があったときは、必ず変更の届出をしてください。学童保育所の入所基準に該当しなくなった場合は、決定内容を取り消すことがあります。

問合せ 掛川市社会福祉協議会
在宅支援課子育て支援係
電話 22-1309